

平成25年度 第7回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成25年10月24日（木） 午後2時 開議

- 日程第1 承認事項 会議録の承認について（平成25年度第6回定例会）
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成25年度第4回臨時会）
- 日程第3 報告 教育長報告
- 日程第4 議案第24号 平成24年度教育事務事業点検評価報告書について（継続審議議案）
- 日程第5 議案第27号 宮古島市伊良部B&G海洋センター条例施行規則及び宮古島市伊良部B&G海洋センター職員の勤務時間に関する規則を廃止する規則について
- 日程第6 議案第28号 宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則について
- 日程第7 議案第29号 宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令について
- 日程第8 その他 平成26年度研修会における分科会協議題案について
- 日程第9 その他 平成27年度文教施策とその予算措置に関する要請事項の提出について

議案第 24 号

平成 24 年度教育事務事業点検評価報告書について（継続審議議案）

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 25 年 9 月 26 日

宮古島市教育委員会
教育長職務代行者
教育部長 田場 秀樹

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の規定により、作成する必要があるため、本案を提出します。

議案第 27 号

宮古島市伊良部 B & G 海洋センター条例施行規則及び宮古島市伊良部 B & G 海洋センター職員の勤務時間に関する規則を廃止する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 25 年 10 月 24 日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

宮古島市伊良部 B & G 海洋センター条例の廃止に伴い、その関係規則を廃止する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市伊良部B & G海洋センター条例施行規則及び宮古島市伊良部B & G海洋センター職員の勤務時間に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 宮古島市伊良部B & G海洋センター条例施行規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第46号）
- (2) 宮古島市伊良部B & G海洋センター職員の勤務時間に関する規則（平成19年宮古島市教育委員会規則第5号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 25 年 10 月 24 日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、その施行規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則

宮古島市立体育施設条例施行規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第44号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成25年宮古島市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(利用許可の申請)

第3条 条例第8条第1項の書面は、宮古島市立体育施設〔専用・部分〕利用許可申請書（様式第1号）とする。

2 宮古島市立体育施設（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、専用に利用しようとするときは、利用する日の属する月の6月前から7日前までに、部分利用しようとするときは、利用する日の1月前から当日までに教育委員会に申請しなければならない。

3 利用の許可は、申請の順位によるものとする。ただし、公用又は公共用のため教育委員会が特に必要と認めるときは、許可の順位を変更することができる。

(利用許可書等の交付)

第4条 条例第10条の書面は、宮古島市立体育施設〔専用・部分〕利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）又は宮古島市立体育施設利用不許可通知書（様式第3号）とする。

(利用許可の変更等)

第5条 利用者は、許可された内容を変更しようとするときは、宮古島市立体育施設利用許可変更等申請書（様式第4号）に利用許可書を添えて、速やかに教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、許可した内容の変更を許可したときは、宮古島市立体育施設利用許可変更等許可書（様式第5号。以下「利用変更等許可書」という。）を、利用者に交付するものとする。

3 教育委員会は、条例第12条に規定する利用の許可の取消し等を行ったときは、

宮古島市立体育施設利用許可取消等処分通知書（様式第6号）を、利用者に交付するものとする。

（利用者の義務）

第6条 条例第11条に規定する許可の条件に付する事項は、次のとおりとし、利用者は、これを遵守しなければならない。

- (1) 施設の利用を終了したとき、又は利用の停止若しくは利用の許可の取消しを命じられたときは、直ちに備品等を所定の位置に戻し、教育委員会の点検を受けること。
- (2) 施設の秩序を保つため、必要な整理人を置くよう指示されたときは、整理人を置くこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに物品を展示し、販売し、又はこれに類する行為をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類を持ち込まないこと。
- (6) 許可を受けずに施設にポスター貼り、くぎ打ち等をしないこと。
- (7) 利用許可書又は利用変更等許可書を携帯し、教育委員会から要求されたときは、これを提示すること。
- (8) 施設の設備及び備品等を利用するときは、教育委員会の許可を受け、指示に従うこと。
- (9) 施設の設備及び備品等を、許可を受けた目的以外に利用し、又は転貸しないこと。
- (10) その他教育委員会が管理上必要があると認める事項

2 前項の場合において教育委員会は、利用に係る施設に立ち入ることができる。

（利用後の点検）

第7条 利用者は、条例第19条の規定により施設を原状に復したときは、教育委員会の点検を受けなければならない。

（特別設備等）

第8条 条例第14条第1項の書面は、宮古島市立体育施設特別設備等許可申請書（様式第7号）とする。ただし、教育委員会において必要があると認めるときは、簡易な方法により申請することができる。

（特別設備等許可書等の交付）

第9条 教育委員会は、条例第14条第1項の規定による許可の申請があったとき

は、同条の許可をする旨又は許可をしない旨の決定をし、宮古島市立体育施設特別設備等許可書（様式第8号）又は宮古島市立体育施設特別設備等不許可通知書（様式第9号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の減免）

第10条 条例第17条第3項の書面は、宮古島市立体育施設使用料減免申請書（様式第10号）とする。

2 教育委員会は、使用料を減免をする旨又は減免をしない旨の決定を行ったときは、宮古島市立体育施設使用料減免許可書（様式第11号）又は宮古島市立体育施設使用料減免不許可通知書（様式第12号）を当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第11条 教育委員会は、条例第18条第1項ただし書に規定する理由で、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める使用料の額を還付することができる。

- (1) 利用許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、利用することができないとき 当該使用料の全額
- (2) 専用利用の場合で、利用日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき 使用料の2分の1の額
- (3) 部分利用の場合で、利用日の前日までに利用の取消しを申し出たとき 使用料の2分の1の額

2 条例第18条第2項の書面は、宮古島市立体育施設使用料還付申請書（様式第13号）とする。

（汚損等の届出）

第12条 条例第20条の書面は、宮古島市立体育施設汚損・滅失届（様式第14号）とする。

（指定管理者の公募）

第13条 市長は、条例第21条に規定する指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第14条 条例第23条第1項の書面は、宮古島市立体育施設指定管理者指定申請書（様式第15号）とする。

2 条例第23条第2項第2号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為の写し（法人以外の団体にあつては、これらに相当する

書類)

- (2) 法人にあっては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (4) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (5) その他市長が必要があると認める書類
(指定管理者の指定の通知)

第15条 市長は、条例第24条の規定による指定をしたときは、宮古島市立体育施設指定管理者指定書（様式第16号）により、指定された団体に通知するものとする。

2 市長は、条例第24条の規定による指定をしなかったときは、宮古島市立体育施設指定管理者不指定通知書（様式第17号）により、指定されなかった団体に通知するものとする。

(協定の締結)

第16条 条例第24条の規定による指定管理者の指定を受けたものは、市長と協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で締結する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 管理に要する費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理を行うに当たって業務上知ることのできた秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他市長又は指定管理者が必要があると認める事項
(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(指定管理者に関する読み替え)

第18条 条例第21条第1項の規定により指定管理者が管理する場合は、第3条及び第5条から第11条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条、第11条の規定中及び様式第1号並びに様式第2号並びに様式第10号から様式第13号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前の宮古島市立体育施設条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則による様式により使用されている書類は、改正後の規則の様式によるものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

<p><u>宮古島市立体育施設〔専用・部分〕利用許可申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">住所 団体名 氏名 TEL ()</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
施設名	
利用場所	
利用目的	
利用日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
利用責任者	住所 氏名 TEL
人員及び対象	
備品及び器具	
照明灯使用	有 (灯) ・ 無 入場料 有 (円) ・ 無
※使用料	円 (年 月 日納付 受領印
利用上の管理方法	許可条件を守ります。
その他参考事項	
備考	

※印は記入しないでください。

	教育長	部長	課長	主幹	補佐	係長	係
許可する (許可第 号)							
許可しない							

様式第2号(第4条関係)

<p>_____殿</p> <p>管理者</p>	<p>許可第 _____ 号</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">印</p>			
<p><u>宮古島市立体育施設〔専用・部分〕利用許可書</u></p>				
<p>年 月 日付で申請のあった施設の利用について、次のとおり許可します。</p>				
施設名				
利用場所				
利用目的				
利用日時	<p>年 月 日 時 分 から</p> <p>年 月 日 時 分 まで</p>			
利用責任者	<p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">TEL</p>			
備品及び器具				
人員及び対象				
照明灯使用	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">有 (灯) ・ 無</td> <td style="width: 33%;">入場料</td> <td style="width: 33%;">有 (円) ・ 無</td> </tr> </table>	有 (灯) ・ 無	入場料	有 (円) ・ 無
有 (灯) ・ 無	入場料	有 (円) ・ 無		
使用料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 66%;">円 (年 月 日納付</td> <td style="width: 33%;">受領印</td> </tr> </table>	円 (年 月 日納付	受領印	
円 (年 月 日納付	受領印			
利用上の管理方法	許可条件を守ります。			
その他参考事項				
備考				

許可条件

施行規則第6条各号の規定を遵守すること。

様式第3号(第4条関係)

通知 第 号 年 月 日	
宮古島市立体育施設利用不許可通知書	
殿	
管理者	
印	
下記のとおり施設の利用については、許可できないので通知します。	
記	
利用施設名	
利用理由	
利用許可申請年月日	
許可しない理由	
備考	

様式第4号(第5条関係)

<p>宮古島市立体育施設利用許可変更等申請書</p> <p>_____様</p> <p style="margin-left: 300px;">住所 団体名 氏名 Tel ()</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり利用変更等したいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">印</p>
利用施設名	
利用目的	
利用年月日	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
取消し又は変更の日時	年 月 日 時から 年 月 日 時 [を取消し・に変更し] ます。
取消し又は変更の理由	
備考	

[注] 利用許可書を添付すること。

様式第5号(第5条関係)

		第 号 年 月 日
宮古島市立体育施設利用許可変更等許可書		
住 所		
団体名		
氏 名 _____ 殿		
記		
利用施設名		
利用目的		
利用年月日	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
取消し又は変更の日時	年 月 日 時から 年 月 日 時 [を取消し・に変更し] ます。	
上記のとおり許可します。		
年 月 日		
印		
備考		

様式第6号(第5条関係)

通知 第 号		
年 月 日		
宮古島市立体育施設利用許可取消等処分通知書		
住所		
団体名		
氏 名 殿		
印		
年 月 日付けで申請があり、 年 月 日付けで許可した宮古島市立体育施設の利用について、宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例第12条の規定により、次のとおり（停止・変更・取消）したので、通知します。		
利用 の 許 可 を し た 事 項	住所	
	団体名	
	利用施設名	
	利用日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
(停止・変更・取消) の理由		
備考		

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮古島市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市長を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第7号(第8条関係)

<p>宮古島市立体育施設特別設備等許可申請書</p> <p>_____様</p> <p style="text-align: right;">住所 団体名 氏名 Tel ()</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり特別の設備等を設置したいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
利用施設名		
設置理由		
設置場所		
利用日時	年 月 日 時から 時まで 年 月 日 時から 時まで	(日間)
設置設備の状況		
設置設備の撤去日時	年 月 日 時	
備考		

様式第8号(第9条関係)

		第 号 年 月 日
宮古島市立体育施設特別設備等許可書		
住 所		
団体名		
氏 名 _____ 殿		
記		
利用施設名		
設置理由		
設置場所		
利用日時	年 月 日 時から 時まで 年 月 日 時から 時まで	(日間)
設置設備の状況		
設置設備の撤去日時	年 月 日 時	
上記のとおり許可します。		
年 月 日		
印		
備考		

様式第9号(第9条関係)

通知 第 号
年 月 日

宮古島市立体育施設特別設備等不許可通知書

住 所

団体名

氏 名 _____ 殿

印

下記のとおり特別の設備等を設置することについては、許可できないので通知します。

記

利用施設名	
設置理由	
設置場所	
許可しない理由	
備考	

様式第10号(第10条関係)

<p>宮古島市立体育施設使用料減免申請書</p> <p style="margin-top: 20px;">殿</p> <p style="margin-left: 200px;">住所 団体名 氏名 Tel ()</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日付けで利用許可申請(第 号)した使用料の〔減額・免除〕 について下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>第 号 年 月 日 印</p>	
利用施設名		
利用目的		
利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	(時間)
減額免除の理由		
許可書発行年 月日	年 月 日	1 規定使用料 _____ 円 2 減免した額 _____ 円
許可書発行番 号	第 号	3 差引納付額 _____ 円
備考		

様式第11号(第10条関係)

		第 年 月 日	号 日
宮古島市立体育施設使用料減免許可書			
住 所			
団体名			
氏 名 _____ 殿			
記			
利用施設名			
利用目的			
利用許可申請年月日			
利用期間	年 月 日 時から	(時間)	
	年 月 日 時まで		
減額免除の理由	条例第17条第1項第 号の規定により (免除・ 割減) とする		
使用料			円
減免した額			円
差引納付額			円
上記のとおり許可します。			
			印

様式第12号(第10条関係)

通知 第 号
年 月 日

宮古島市立体育施設使用料減免不許可通知書

住 所

団体名

氏 名 _____ 殿

印

下記のとおり使用料の減額・免除については、許可できないので通知します。

記

利用施設名	
利用目的	
利用許可申請年月日	
許可しない理由	
備考	

様式第13号(第11条関係)

	第	年	月	日
宮古島市立体育施設使用料還付申請書				
殿				
住所				
団体名				
氏名				
Tel ()				
印				
下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。				
記				
利用施設名				
利用目的				
利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで(時間)			
許可番号及び年月日	第 号 年 月 日			
使用料還付理由				
還付額	既納の使用料	還付割合	還付額	
	円	割	円	
備考				

様式第14号(第12条関係)

			第	号
			年	日
			月	
宮古島市立体育施設汚損・滅失届				
殿				
住所				
団体名				
氏名				
TEL () 印				
下記のとおり市立体育施設を汚損・滅失したので届出します。				
記				
利用施設名				
利用目的				
汚損・滅失日時	年	月	日	午前
				午後
				時
				分
汚損・滅失設備器具及び 個数				
汚損・滅失の状況及び処 置				
許可年月日及び許可番号	年	月	日	第 号
備考				

様式第15号(第14条関係)

宮古島市立体育施設指定管理者指定申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者 所在地

名称

代表者氏名

印

連絡先 担当者氏名

電話番号

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例第23条の規定により申請します。

宮古島市立体育施設指定管理者指定書

所在地

名称

代表者氏名

殿

年 月 日付け宮古島市立体育施設の指定管理者の申請については、宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例第24条の規定により指定します。

年 月 日

宮古島市長



指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

宮古島市立体育施設指定管理者不指定通知書

所在地

名称

代表者氏名

殿

年 月 日付け宮古島市立体育施設の指定管理者の申請については、次の理由により指定しないこととしたので通知します。

年 月 日

宮古島市長



[理由]

議案第29号

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成25年10月24日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の「文化行事島外派遣」についての補助金交付条件を「スポーツ島外派遣」と同等にする必要があることから、要綱の一部を改正する必要があるため本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項を次のように改める。

文化活動で、児童・生徒に対する補助金交付条件は次のとおりとする。

- (1) 文化活動の宮古地区大会、沖縄県大会、九州大会等において、団体又は個人で上位入賞3団体又は3人として上位大会に派遣される場合。
ただし、表彰式はこれに含まれない。
- (2) 各文化活動の事業主催団体又は県協会等から派遣依頼があり、宮古選抜、沖縄県選抜、九州選抜として、大会に派遣される場合。

第13条中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「前条の補助金請求書に基づき」を「第12条の規定により確定した額の」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（補助金等の額の確定等）

第12条 教育委員会は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第4号）により申請者に通知しなければならない。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第10条関係）

宮教委指令第 号

平成 年度宮古島市立学校選手派遣補助金交付決定通知書

申 請 者 殿

平成 年 月 日付、第 号で申請のあった平成 年度宮古島市立学校選手派遣補助金については、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）及び宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱により、次の条件を付して交付します。

記

- 1 宮古島市立学校選手派遣補助金 円
- 2 宮古島市補助金等交付規則及び宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱を遵守し、不明な点については、当委員会担当者と協議の上、誠意を持って善処すること。
規則に基づいて補助金の全額、又は一部の返還を要求された場合は、直ちに応じること。

平成 年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 印

様式第4号中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を様式第5号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第12条関係）

宮教委達第 号

平成 年度宮古島市立学校選手派遣補助金交付確定通知書

申 請 者 殿

平成 年 月 日付、宮教委指令第 号で補助金交付決定した平成 年度宮古島市立学校選手派遣補助金について、実績報告書を審査した結果、適正に執行されているので、宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱第12条の

規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 宮古島市立学校選手派遣費補助金 円

平成 年 月 日

宮古島市教育委員会

教育長

印

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。